

# 介護保険制度の仕組み

前回委員からご指摘のあった事項

市町村（保険者）

税金 50%	市町村 12.5%	都道府県 12.5% <sup>(※)</sup>	国 25% <sup>(※)</sup>
	※施設等給付の場合は、 国20%、都道府県17.5%		
保険料 50%	21%		29%
	人口比に基づき設定		

費用の9割分の支払い



請求

**サービス事業者**

- 在宅サービス
  - ・訪問介護
  - ・通所介護 等
- 地域密着型サービス
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ・認知症対応型共同生活介護 等
- 施設サービス
  - ・老人福祉施設
  - ・老人保健施設 等

財政安定化基金

個別市町村

全国プール

国民健康保険・健康保険組合など

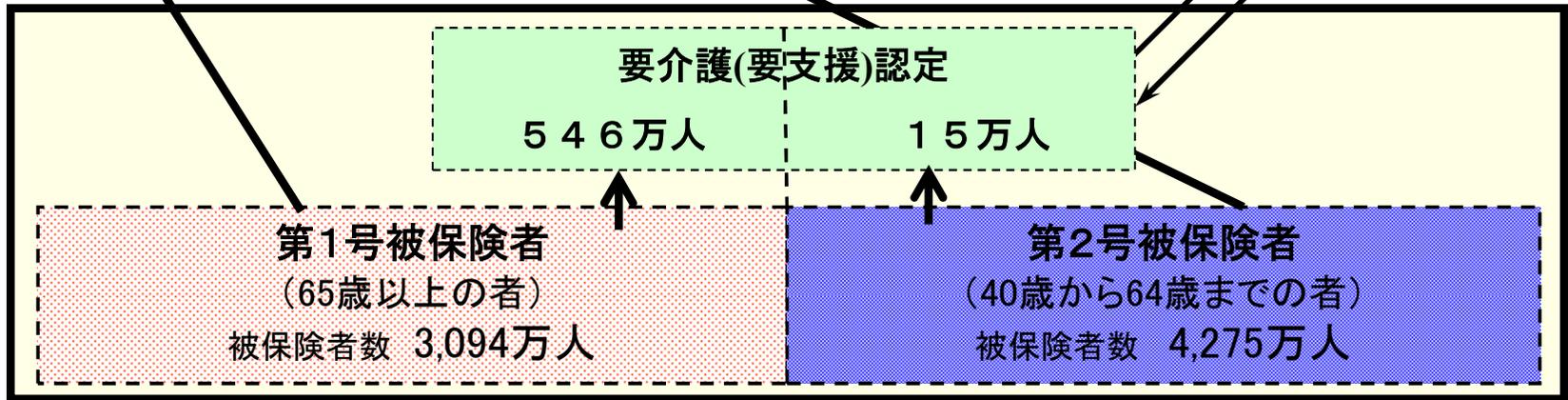
1割負担

居住費・食費

サービス利用

保険料  
原則年金からの天引き

加入者  
(被保険者)



(注) 第1号被保険者の数は、「平成24年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成24年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成24年度内の月平均値である。

要介護(要支援)認定者の数(割合)は「平成24年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成24年度末現在の数である。

# 介護休業給付金の支給の仕組み

☆ 介護休業給付金は、介護休業期間を介護休業開始日から起算した1 か月ごとの期間（その1 か月の間に介護休業終了日を含む場合はその介護休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）に区切り、それぞれの期間ごとに支給額を計算し、それらの合計額を一括して1 回で支給します。

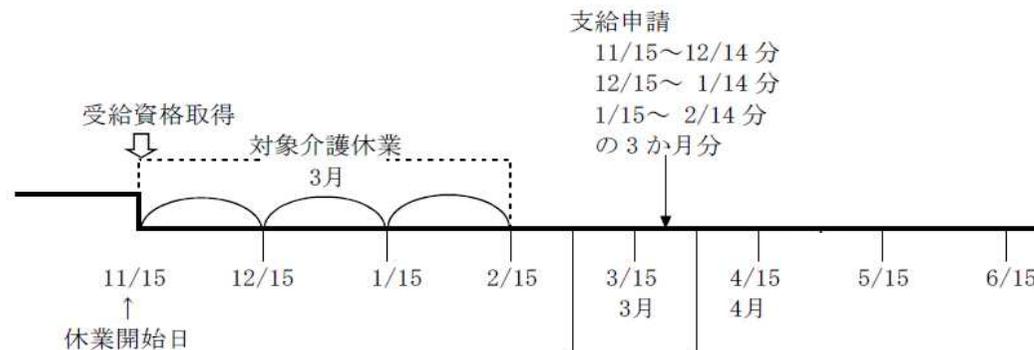
☆ 介護休業給付金の対象となる介護休業期間は一回で最長3 か月ですので、介護休業給付金の支給対象は、最大3 支給単位期間ということになります。

☆ 一つの支給単位期間中に、就業していると認められる日（全日休業している日（日曜日や祝日など、会社の休日となっている日も含みます。）以外の日）が10日以下でなければ、その支給単位期間については支給対象となりません。

介護休業終了日の属する1 か月未満の支給単位期間については、就業していると認められる日が10日以下であるとともに、全日休業している日が1 日以上あることが必要です。

☆ 支給単位期間の途中で離職した場合、当該支給単位期間は支給を受けることができません。

☆ 介護休業給付金の支給の対象となる支給単位期間を支給対象期間といいます。



○ 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

附 則

第百三十六条 使用者は、第三十九条第一項から第四項までの規定による有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。